

章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり

目的

地域の特性をいかしたまちづくりを進めるとともに、居住環境上あるいは防災安全上、特に改善を必要とする地区の重点的整備を図ります。

対象・手段

再開発による市街地の整備を行います。対象地区：事業地区4地区、準備地区4地区
 地域別市街地整備を推進します。対象地区：若松・河田町地区
 区民主体のまちづくり、地区計画を推進します。

施策の方向

居住環境の改善や防災性の向上を要する地区について、区民や事業者等との参加と合意のもと、地域特性を踏まえた手法により、重点的にまちづくり事業を進めます。

多様な参加の場づくりを進めるとともに、区民の自主的なまちづくりを積極的に支援し、地域の特性や歴史性をいかした地域別のまちづくりを推進します。

まちづくり相談員の派遣や民間ボランティア等の活用によるまちづくりを推進します。

基本計画(平成10～19年度)の目標達成状況

指標名	A 基準値	B 目標値	C 達成値	D 達成状況
地区計画等の策定数(地区)	(平成10年度) 5地区	(平成19年度) 12地区	(平成19年度) 12地区	目標どおり

指標名の定義：計画期間内における地区計画等のまちづくりルール策定数

成果指標

指標名	定義	目標水準
再開発事業の事業地区数	現在事業中を含め、都市計画決定をする地区数	(平成19年度)に (5地区)の水準達成
神楽坂地区におけるまちづくり協定の締結	神楽坂一丁目～五丁目まで25%、本多横丁沿道地区まで50%、六丁目地区まで75%、その他の地区まで100%。	(平成18年度)に (75%)の水準達成
地区計画等の策定数	地区計画等のまちづくりルールの策定数	(平成19年度)に (12地区)の水準達成

施策の達成状況

		単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
施策成果指標	目標値1	地区	5.00	5.00	5.00	
	実績1	地区	4.00	4.00	4.00	
	目標達成率1 = /	%	80.00	80.00	80.00	
	目標値2	%	50.00	75.00	75.00	
	実績2	%	50.00	50.00	50.00	
	目標達成率2 = /	%	100.00	66.67	66.67	
	目標値3	地区	12.00	12.00	12.00	
	実績3	地区	9.00	10.00	12.00	
	目標達成率3 = /	%	75.00	83.33	100.00	

主な取組み

市街地再開発事業は、事業地区のうち2地区で建物が竣工し事業が完了しました。また、事業地区のうち1地区で平成19年6月に本体工事に着手し、もう1地区で平成20年2月に権利変換計画の認可を受け、既存建築物除却工事に着手しました。さらに準備地区のうち1地区で都市計画案を都市計画審議会に付議し、答申を得ました。
 地域別市街地整備の推進事業は、若松・河田町地区は事業実施期間の最終年度であり、整備計画に位置づけている住宅目標戸数、道路整備状況の実体調査を行い、完了実績報告書を国土交通大臣あて提出し、事業完了となりました。区民主体のまちづくり・地区計画の推進事業では、2地区で地区計画を策定しました。

課題

市街地再開発事業は、都市計画事業として法的強制力が働きます。計画の公益性や透明性を確保しつつ、権利者等の合意形成を図っていく必要があります。
 地域の特性をいかしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。具体的な地区におけるまちづくりに関する機運や段階に応じて、適切な手段を選択しながら、まちづくりを推進していく必要があります。

総合評価	
<p>市街地再開発事業では着実な事業進捗が見られたこと、区民主体のまちづくり・地区計画の推進事業では、目標の12地区で地区計画の策定に至ったことにより、総合評価をBとします。</p> <p>サービスの負担と担い手 行政と区民が協働し、適正な役割分担のもと、まちづくりを進めました。市街地再開発事業では行政は補助金等を執行し、再開発組合を支援しました。地区計画の推進事業では区民の主体的な参加によるまちづくりに区が支援を行いました。</p> <p>適切な目標設定 市街地再開発事業や地区計画の推進は安全で快適なまちづくりに寄与する事業です。区民のまちづくりへのニーズに応えるものであり、適切な目標設定です。</p> <p>効果的・効率的な視点 各事業とも、区民との協働により進められる事業であり、事業の推進によって防災性の向上、居住環境の改善、公共施設整備や都心居住の推進等を行うことができるため効果的です。</p> <p>目標の達成度 市街地再開発事業は平成19年度は事業地区のうち1地区で本体工事着手、もう1地区で権利変換計画の認可を受け、除却工事に着手しています。また、準備地区のうち1地区で都市計画案を都市計画審議会に付議するなど、着実な事業進捗が見られました。区民主体のまちづくり・地区計画の推進事業は、平成19年度は新たに2地区で地区計画を策定、1地区で地区計画策定に向けた手続きを進め、都市計画審議会で審議を終えました。</p>	B

今後の取組み・改革の方針

市街地再開発事業では、引き続き市街地再開発準備組合や市街地再開発組合を指導・助言し、適切な事業計画に基づいた事業を着実に促進していきます。地域別市街地整備事業は平成19年度を持って完了し、今後は地元との協働を基本にまちづくりを推進していきます。
 区民主体のまちづくりについては、引き続き地域住民との協働によるまちづくり活動を積極的に支援していきます。
 この施策は新宿区総合計画の基本施策「 - 3 - 災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」及び「 - 2 - 地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり」に引き継いで取り組んでいきます。

施策を構成する計画事業

	総合評価	頁	総合評価	頁
再開発による市街地の整備	B	168		
地域別市街地整備の推進	B	170		
区民主体のまちづくり・地区計画の推進	B	172		